

## 負担限度額（日額）

令和3年8月利用分から

利用者負担段階		食費の負担限度額		居住費（滞在費）の負担限度額			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	・生活保護を受給しているかた ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税のかた	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入（遺族年金、障害年金）の合計が80万円以下のかた	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階(1)	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入（遺族年金、障害年金）の合計が80万円を超え120万円以下のかた	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階(2)	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入（遺族年金、障害年金）の合計が120万円を超えるかた	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は（ ）内の金額となります。

※次の1、2のいずれかに該当する場合は、負担限度額認定の対象になりません。

1.市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税

2.預貯金等が一定額を超える

第1段階 預貯金等資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える（生活保護受給者を除く）

第2段階 預貯金等資産が単身で650万円、夫婦で1,650万円を超える

第3段階(1) 預貯金等資産が単身で550万円、夫婦で1,550万円を超える

第3段階(2) 預貯金等資産が単身で500万円、夫婦で1,500万円を超える

第2号被保険者 各段階ともに預貯金等資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える